介護保険サービス評価に関する北海道基準(介護老人保健施設)

この基準は、事業者が指定基準(厚生省令)を満たした上で、さらにより良いサービス水準を目指して自己評価を行い、サービスの質の向上を図るとともに、評価結果の公表により利用者の適切なサービス選択に資するためのものです。

なお、この基準はサービス評価の着眼点を整理したものであり、事業者の 総合評価を行う際には、各項目の重要度に応じたウエイト付けが必要である ことから、〇の数の多寡が直ちにサービスの優劣を示すものではありません。

区分	頁	判 定 の 基 準
1 基本的事項	1	それぞれの評価基準の内容について、注釈に書か
2 事業の管理・運営	2	れてある例示を参考にし、概ね達成できていると判断した場合は判定欄に〇を、できていないと判断し
3 サービス提供体制	4	た場合は×を記入しています。 (注釈の例示のすべてが達成できていなければ、〇をつけられないものではありません。)
4 サービス提供内容	5	まず、評価基準の内容を前提に、チェック項目ごと(口)に判定を行い、達成できている項目に(図)を記入しています。一つの評価基準のチェック項目すべてに図がついた場合は、判定欄に〇を、一つでも達成できていない場合は×を記入しています。(チェック項目の中に、実際に該当するケースがなくても、サービスが提供できる体制になっていれば、図をつけています。)なお、チェック項目が設定されていない評価基準については、それぞれの内容について〇か×の判定を行っています。